平成２１年（フ）第４２号
福岡県八女市津江859番地４
債務者　梯　　忠秀
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第７９１号
北九州市戸畑区小芝３丁目７番８―301号
債務者　江平　　剛
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２３０号
沖縄県中頭郡西原町字小波津648番地の７
徳建アパート103号
債務者　野底　麻乃
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第８５号
岐阜県可児市今渡2472番地１　シューフルール13号
債務者　吉田　恭輔
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第９４号
岐阜県可児市今渡1988番地　フローラヨコヤマ106
債務者　渡辺喜久夫
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２０年（フ）第２５２号
三重県度会郡南伊勢町宿浦651番地、申立時の住所三重県津市白山町南家城1391番地８
債務者　山本　幸隆
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９７号
三重県鈴鹿市南若松町3607番地の１、前住所三重県亀山市田村町1888番地の２
債務者　齊藤　瑞穂
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１６１号
三重県津市末広町16番30号、申立時の住所三重県津市末広町16番１号　サープラスⅡオンタリオムーン103
債務者　菅　　圭一
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１６２号
三重県津市末広町16番30号、申立時の住所三重県津市末広町16番１号　サープラスⅡオンタリオムーン103
債務者　伊藤　経子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１８４号
三重県鈴鹿市野町西３丁目14番22号　ルミエールさかざきＣ―201
債務者　宮崎　由衣
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８３号
大津市池の里３番４号
債務者　片山　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８７１号
京都市北区紫野西御所田町59番地４
債務者　グリーンハウスこと　近美　康則
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６３号
京都府八幡市八幡三本橋18番地の35
債務者　高地　一希
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６４号
京都府八幡市八幡三本橋18番地の35
債務者　高地　広美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６５号
京都府八幡市八幡三本橋18番地の35　高地一希方、住民票上の住所京都府八幡市川口東扇５番地６
債務者　高地あや子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６６号
京都府八幡市八幡三本橋18番地の35　高地一希方、住民票上の住所京都府八幡市川口東扇５番地６
債務者　高地　友紀
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５４号
京都府宇治市大久保町上ノ山43番地の１　藤和ライブタウン宇治大久保501号
債務者　廣岡富久子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係